

身延町業務委託契約約款の改正について

身延町業務委託契約約款について、前払金制度について次のとおり契約約款を改正しました。

改 正 日：令和 3 年 4 月 1 日

改正内容：前払金、保証契約の変更、前払金の使用等、解除に伴う措置について（追加）

これまで、本町における業務委託契約では、前払金が不可となっていましたが、令和 3 年 4 月 1 日の改正をもって対象業務（※①参照）については前払金の支払いが可能となります。

【対象業務】※①

土木建築に関する工事の設計、調査、機械類の製造、測量

※前払金を請求する場合には、保証事業会社との前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約を必須としています。

※前払金の請求に必要な書類について、町ホームページに掲載をしています。

何かご不明点等ありましたら、身延町役場財政課財政担当までお問合せください。

〒409-3392

山梨県南巨摩郡身延町切石 350 番地
身延町役場 財政課 財政担当 片田

TEL：0556-42-4802(直通)

FAX：0556-42-2127